

<平成 27 年度>

財務部の運営方針

資産活用課 税務室市民税課
財産区事務局 税務室資産税課
財政課 税務室納税課
総合契約検査室 税務室債権回収課
税務室税制課

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (4) 契約及び工事の検査並びに審査に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 税外債権に関すること。
- (7) 財産区に関すること。

<部の職員数>H27年4月1日現在

| | |
|-------|------|
| 正職員 | 150名 |
| 再任用職員 | 10名 |
| 任期付職員 | 7名 |
| 非常勤職員 | 2名 |
| 合計 | 169名 |

※他団体への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

財務部は、主として、都市経営の根幹をなす「お金」「資産」「契約」に関連した業務を担っています。

平成 27 年度は、歳入の確保策として、市税等の徴収率の向上や市有財産の有効活用などに取り組みます。財政運営にあたっては、市民ニーズが多様化するなか、今後も引き続き、限られた財源の中で収支均衡を基本として、財政の健全性を維持するとともに、施策の「選択と集中」を踏まえて予算編成を行います。

入札・契約に関しては、公平性、公正性、透明性の確保及び競争性の向上に引き続き努めます。

財務部では、こうした専門性の高い業務を適切かつ効率的に執行するとともに、市民に対してきめ細やかな説明責任を果たすため、継続的な人材育成に力を入れていきます。

I 重点施策・事業

◆ 財政運営

社会経済情勢の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のあるより強固な財政基盤の確立に向けて、引き続き、収入の確保や地方債残高の抑制等を図るとともに、限られた財源の中で、効率的で効果的な予算配分に努めます。

◆ 市税の徴収率向上の取り組み

直近年度の滞納者から順次、預金等の債権を中心とした滞納処分等を徹底し、税の公平性の確保と徴収率の向上に努めます。

◆ 未収金回収強化の取り組み

移管件数の増加及び前年度を上回る徴収率の向上に向け、債権所管課との連携及び指導・助言を図り、未収金の回収強化に取り組みます。

また、税外債権の滞納整理及び処理基準の明確化に向け関係課とともに取り組みます。

◆ 入札・契約制度の適正な運用

入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を確保しながら競争性の向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化をめざして、入札・契約制度を必要に応じて見直します。

◆税総合システム再構築事業

税業務の効率的な運用を図るとともに、社会保障・税番号制度の導入や税制度の改正等について適切に対応していくため、平成28年度の稼働に向けて引き続き税総合システムの再構築を進めます。

◆市有財産等有効活用推進事業

市有施設の現状把握の資料として作成した公共施設白書を活用し、さらなる市有財産の有効活用に向けた取り組みを進めます。

◆評価替え年度の適正な運営

3年に一度の評価替えの年であるため、固定資産税（土地・家屋）については、新たに決定した価格について納税者へ十分な説明責任を果たします。また、固定資産審査委員会に出された審査申出については、納税義務者の権利利益を守る観点から、公平かつ適正な審査運営に努めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

| 改革課題 | 取り組み内容・目標 |
|---|---|
| 19. 市有財産等の有効活用 ①施設白書の作成と市有財産等有効活用計画の策定 | 平成27年3月に作成した公共施設白書を活用し、さらなる市有財産の有効活用に向けた取り組みを進める。 |
| 23. 情報システムの利用拡大 | 平成28年度の稼働に向けて税総合システムの再構築に取り組む。また、新システム導入にあわせて、業務改善を行い、税業務の最適化を図る。 |
| 29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定 | 平成25年6月に策定した「枚方市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、公社の経営健全化を図る。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 40. 総合計画と連動した収支見通しの作成 | 将来にわたり健全な財政状況を維持するため、経済成長率の低位予測を見込んだ収支見通しを作成する。 |
| 41. 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 | 特別会計・企業会計への繰出金のうち、市独自の判断で行う基準外の繰出金について抑制を図る。 |
| 42. 公債費の抑制 | 基金（貯金）を活用し、地方債発行額を毎年5億円程度抑制する。 |
| 43. 財政調整基金等の積立 | 市税や地方交付税等を合わせた標準財政規模の10%程度（70億円程度）の積立額を維持する。 |
| 44. 施設の使用料の見直し ①来庁者・利用者用駐車場 | 関係部署と連携しながら、課題への対応が可能となった施設から、順次、駐車場有料化に係る手続きを進める。 |
| 47. 市税等の収入確保 | 特別徴収の推進、償却資産の物件調査の促進を行ない、収入確保を図る。 |

<改革・改善サイクルに係る対応>

| 事務事業 | 取り組み内容・目標 |
|----------|---|
| 公有財産管理事務 | 公有財産の適正管理を図るため、マニュアル等を作成し、財産取扱主任への周知を行なう。 |

<業務改善運動のテーマ・目標>

| テーマ | 取り組み内容・目標 |
|----------------|--|
| インターネット公売の活用促進 | 差し押おさえた不動産やタイヤロックの実施により引き上げた車両等のインターネット公売について促進し、市税の徴収強化を図る。 |

税外債権の回収強化の取り組み

市税以外の 4 債権の所管部署と連携し、実践研修を行う等により徴収ノウハウの向上を図る。



Ⅲ 予算編成・執行

- ◆自主財源確保の取り組みとして、引き続き、未利用地の売却及び普通財産の貸付などを行います。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆税業務においては、公平かつ適正に賦課・徴収を行い、市民への説明責任を果たすため、固定資産評価、滞納処分、税制改正及び課税事務など専門的知識と経験が必要になることから、派遣研修やOJTを通じ職員のスキルを高めます。また、部内職員向けに年2回「市税レポートひらかた」と題した情報誌を発刊し、職員の研究成果や実務、研修報告を掲載することにより職員の向上心も高めます。
- ◆入札・契約に係る職員の不正行為防止のため、総務部が実施するコンプライアンス推進の取り組みと連携して、全部局を対象とした合同研修会を実施することにより、より効果的な職員の意識啓発と向上を図ります。

V 広報・情報発信

◆ホームページ等の充実

次代を担う子ども達にも市の財政や市税の仕組みが理解して貰えるよう、分かりやすい広報ひらかた・ホームページの充実に取り組みます。

◆租税教室の推進及び啓発



次代を担う児童・生徒に、税の意義や役割を啓発することを目的に枚方税務署管内租税教育推進協議会が市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣します。

また、税の大切さを理解していただくために「税に関する小学生の習字展」や「中学生の税に対する作文」の優秀作品をホームページに掲載します。

◆入札・契約に関する情報発信

入札・契約制度や入札参加資格申請受付などの情報について、これまでからの広報ひらかたやホームページによる情報発信に加えて、メールによる発信を行い、一層の周知を図ります。

◆ふるさと寄附金の情報発信

クレジット収納に加え、郵便局から寄附ができるよう利便性を向上させるなど、ふるさと寄附の拡大を図るため、引き続き、ホームページ、広報ひらかた、ツイッター、リーフレットの作成など様々な媒体を通して周知を図ります。